

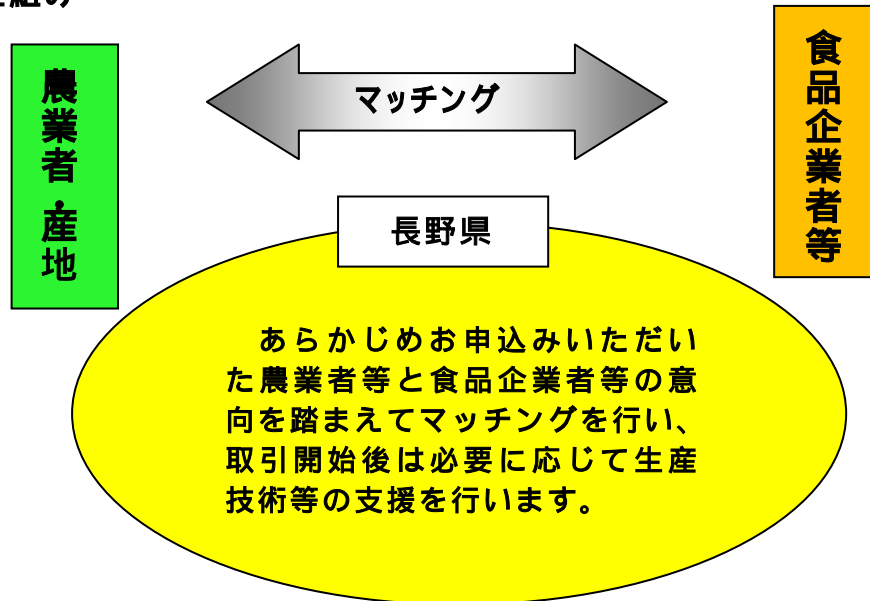
# 「食品産業タイアップ産地育成事業」について

## 1 背景及びねらい

「食の多様化」が進み、消費者の多様なニーズに対応するため、農業者・産地と食品企業者との契約取引が増加しています。

こうした状況を踏まえ、長野県では、「食品企業者の求める農産物を生産したい」という農業者の思いと「こんな農産物が欲しい」という食品企業者の要望を結ぶ橋渡しを行っています。

## 2 事業の仕組み



### ただし...

県は、両者の意向を踏まえて橋渡し（マッチング）を行い、商談機会を提供しますが、契約成立に至らない場合もあります。

また、意向に沿える農業者または企業者等が見つからない場合もありますので、ご了承ください。

取引の対象となる品目は、野菜・くだもの・豆類・雑穀・そばです。  
（米・畜産物・花き類・干し柿以外の加工品は対象外です。）

## 3 申し込みできる者・団体等

|     |   |
|-----|---|
| 農業者 | 従来の生産取引に加えて、新たな食品企業者との契約取引を希望される長野県内の農業者や産地   |
|     | (留意点)<br>食品企業者等が望むものを新たに生産する取組みであり、売り先をみつけたら、今の流通を他へ向けるものではありません。<br>食品企業者等との商談はご自身で行っていただきます。また、契約内容や取引に関する事項等については、全て当事者間で決定してください。 |

新たに長野県内の農業者・産地との契約取引を希望される企業者等  
 (量販店、スーパーマーケット、給食業者、外食企業、食品問屋、食品加工業の皆さんなど)

(留意点)

農業者との商談は御社で行っていただきます。

#### 4 申し込み・問合わせ先

##### 【農業者等の皆さん】

取引希望品目・供給可能量・時期・特徴等を明確にして、最寄りの農業改良普及センター（別記一覧）へ

##### 【食品企業者等の皆さん】

取引品目・必要量・時期・希望価格等を明確にして、以下へ

お近くの農業者をお探しの場合 御社の所在地の農業改良普及センター（別記一覧）

農業者・産地の場所を問わない場合 県庁農業技術課（別記一覧）

(別記)

| お問合わせ先        | 電話番号                    |
|---------------|-------------------------|
| 佐久農業改良普及センター  | 0 2 6 7 - 6 3 - 3 1 4 6 |
| 上小農業改良普及センター  | 0 2 6 8 - 2 5 - 7 1 5 7 |
| 諏訪農業改良普及センター  | 0 2 6 6 - 5 7 - 2 9 3 1 |
| 上伊那農業改良普及センター | 0 2 6 5 - 7 6 - 7 0 2 0 |
| 下伊那農業改良普及センター | 0 2 6 5 - 5 3 - 0 4 3 7 |
| 木曾農業改良普及センター  | 0 2 6 4 - 2 5 - 2 2 3 0 |
| 松本農業改良普及センター  | 0 2 6 3 - 4 0 - 1 9 4 7 |
| 北安曇農業改良普及センター | 0 2 6 1 - 2 3 - 6 5 4 3 |
| 長野農業改良普及センター  | 0 2 6 - 2 3 4 - 9 5 3 4 |
| 北信農業改良普及センター  | 0 2 6 9 - 2 3 - 0 2 2 1 |
| 県庁農業技術課       | 0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 2 3 |